

あさひ子育て安心ネットワーク会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あさひ子育て安心ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ネットワーク会議は、旭区の子育て支援に関わる様々な主体で構成し、相互に連携・情報交換を行うことによって、地域ぐるみで妊娠中及び子育て中の家庭を応援することを目的とする。

(活動)

第3条 ネットワーク会議の活動は次のとおりとする。

- (1) 構成団体及び構成員相互の情報交換、連携、協力等。
- (2) 子育て支援にかかる課題の整理と支援体制の検討。
- (3) あさひキッズカードの運用及び普及促進。
- (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 ネットワーク会議の構成団体及び構成員は、別表のとおりとする。

(招集)

第5条 ネットワーク会議は、旭区役所保健子育て課長が召集する。

(事務局)

第6条 ネットワーク会議の事務局は旭区役所保健子育て課及び旭区社会福祉協議会の合同とする。

2 事務局の業務内容は次のとおりとする。

- (1) ネットワーク会議の運営に関する事務。
- (2) 構成団体及び構成員との連絡調整。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、ネットワーク会議に諮って定める。

(附 則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。